

# 埼玉県精神合併症患者連携体制整備事業実施要綱

平成30年1月31日

保健医療部長決裁

## 1 目的

この事業は、精神合併症患者連携体制整備事業を実施する精神科医療機関に対して補助金を交付し、救急搬送困難事案になりやすい精神合併症患者を受け入れる医療機関を確保することにより、救急搬送困難事案の解消を図り、地域において円滑な救急搬送受入体制を構築することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

身体疾患の初期治療が施され、容体が一定程度以下となった精神合併症患者について、消防機関及び救急医療機関との間に、原則として24時間365日体制で受け入れる旨の協定を締結した精神科医療機関

## 3 事業の内容

「精神身体合併症患者の受入に係る協定書」に基づき、精神合併症患者について、救急医療機関からの電話相談に応じ、診察又は入院について依頼を受けた場合、原則として24時間365日体制で受け入れる。

## 4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県精神合併症患者連携体制整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

## 附 則

この要綱は平成29年8月1日から施行する。